



日本の  
ひなた  
宮崎県

# 企業の成長戦略の実現に向け、 プロフェッショナル人材の確保を 検討している県内企業の皆様へ

企業の生産性向上に向けた副業・兼業人材活用促進事業のご案内

副業・兼業 人材の活用に係る  
紹介手数料の一部 上限額  
12万円/社 を補助します

## 補助対象事業者

県内に本社機能を有する事業者であって、宮崎県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、副業・兼業の形態で働く県内・外在住のプロフェッショナル人材を業務委託契約等により活用した事業者  
(補助対象事業者の要件については以下「その他要件」をご覧ください。)

## 補助対象経費

副業・兼業人材の紹介に係る登録人材紹介事業者に対する紹介手数料

## 補助額

補助率：2分の1以内  
補助上限額：12万円

## 補助対象期間

原則、交付決定日から交付決定日の属する年度の2月末日まで

## ※ 副業・兼業

補助金の対象となる副業・兼業人材は、本業（所属雇用先の業務）以外の業務で、プロフェッショナル人材戦略拠点を通じたマッチング先企業において、業務委託等の契約に基づき自信の専門知識やスキルを提供して対価を得る人材

## 「その他要件」、「申請・問合せ先」

### その他要件

- ①補助金等の不正受給処分がなされていないこと又は不正受給処分がなされてから3年以上経過していること。
- ②性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行っていないこと。
- ③同一の事業について、国、県等から他の補助金を受けていないこと及び受ける予定がないこと。
- ④県税に未納がないこと。
- ⑤個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- ⑥事業者の構成員等が、暴力団若しくは暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

### 申請・問合せ先

【申請・問合せ先】  
宮崎県商工観光労働部  
商工政策課経営金融支援室  
〒880-8501  
宮崎市橋通東2丁目10-1  
TEL 0985-26-7097

【問合せ先】  
宮崎県プロフェッショナル人材戦略拠点  
〒880-0811  
宮崎市錦町1-10  
TEL 0985-23-2613

# 事業スケジュール

宮崎県プロフェッショナル人材戦略拠点  
【マッチング支援情報】

## 補助金交付申請

【申請先】

宮崎県商工政策課経営金融支援室  
※副業・兼業人材が就業を開始する前まで。

## 審査・交付決定

## 補助対象期間

## 事業完了報告

※事業の完了の日から30日を経過した日又は交付決定のあった年度の3月10日のいずれか早い期日まで。

## 審査・補助額確定

## 請求

## 支払

宮崎県プロフェッショナル人材戦略拠点  
(企業訪問面談)

プロジェクト依頼シート

民間人材ビジネス事業者  
(マッチング支援)

面接等

採用内定

補助金交付申請書

【添付書類】

- 事業計画書 ●収支予算書 ●副業・兼業人材の履歴書 ●納税証明書
- 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書 ●誓約書

交付決定通知  
(補助事業開始)

補助事業実績報告書  
(補助事業完了)

【添付書類】

- 事業実績書 ●収支決算書 (支出を証明する書類等を添付)
- 副業・兼業人材との業務契約書

交付額の確定通知

請求書

補助金精算払

### ～ご注意～

- 補助金交付申請書が予算額を超えた場合は、その時点をもって交付申請の受付を終了します。
- 他の補助金の支給を受けている場合は、交付対象とならない場合があります。
- 関係書類については、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存してください。
- ご不明な点については、県商工政策課経営金融支援室へお問合せください。